

○ 古物営業法事務処理要領の制定について（通達）

〔平成27年9月24日生企甲達第107号
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

改正 平成28年3月25日生企甲達第38号
平成30年11月21日生企甲達第100号
令和元年12月12日生企甲達第154号

- 対号1 平成23年3月1日付け生企甲達第16号「古物営業法事務処理要領の制定について（通達）」
対号2 平成24年8月23日付け生企甲達第101号「古物営業法事務処理要領の一部改正について（通達）」

古物営業法（昭和24年法律第108号）の適切な運用を図るため、対号により、事務処理要領を示しているところであるが、この度、別添のとおり「古物営業法事務処理要領」を定め、平成27年10月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は本要領の施行をもって廃止する。

古物営業法事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「様式承認規程」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、古物営業法に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成24年石川県公安委員会規程第7号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号。以下「公印規程」という。）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、古物営業に係る許可若しくは認定（以下「許可等」という。）又は届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的留意事項

1 申請書等の提出部数等

- (1) 申請書又は届出書及び添付書類の提出部数は、正本1通とする。
- (2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。
- (3) 手数料は、全て石川県証紙で納入させるものとする。

2 施行規則に基づく添付書類の簡素化

次の場合は、添付書類の一部又は全部の提出が不要となることに留意すること。

- (1) 石川県内の質屋営業者が、新たに古物営業の許可申請をする場合
- (2) 石川県内の質屋営業所の管理者が、同一営業者の古物営業所の管理者となる場合
- (3) 石川県内の古物営業所の管理者が、同一許可の他の営業所に異動後、引き続き、管理者となる場合

3 営業実態の把握等

- (1) 管轄区域内の営業所について、電子データによる一覧表を作成し、管理すること。ただし、最低限、次の項目を網羅したものとし、その他の項目が登録されていても支障がないものとする。

ア 許可年月日

イ 許可番号

ウ 営業所の名称及び所在地

エ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

オ 管理者の氏名

カ 返納年月日

- (2) 許可証の交付時に、廃業時の許可証返納義務又は変更事項が生じた場合における変更届出義務を営業者に確実に教示し、必要な手続のないままに所在不明及び音信不通となる事案の絶無を期すこと。
- (3) 既存の営業許可状況を確認し、営業実態の無いものについては、許可証の返納を

指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。

4 許可証の作成

古物営業に係る許可証は、書換申請に伴い、警察署長が許可証の「異動事項」欄に異動内容等を記載して交付する場合を除き、全て本部主管課長が作成して警察署長に送付し、警察署長が申請者に交付するものとする。

第3 古物営業の許可申請の受理等

1 使用様式

古物商・古物市場主許可申請書（施行規則別記様式第1号）

2 許可申請受理時の留意事項

古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）に係る許可申請を受けた警察署長（以下「経由警察署長」という。）は、申請者に対し、申請者が法第4条各号に規定する許可の基準に抵触していないことを確認すること。

3 経由警察署長選択の適否

県内に2以上の営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）を有するものが許可申請書を提出した場合、これを受理した警察署長が経由警察署長となることから、申請を受理するに当たっては、申請者に対し、事後の申請又は届出を行う上で当該警察署が最も適当であるか否かを確認の上、受理するものとする。

4 許可申請に対する審査

経由警察署長は、許認可事務担当者その他の職員に次の調査を行わせ、その結果を記載した古物営業許可等伺い（別記様式第1号）により、許可の適否を判断すること。

なお、調査により申請内容が許可基準に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議すること。

(1) 申請書及び添付書類の審査

申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、申請者自身（法人の場合は、法人役員のうちのいずれかの者）が管理者を兼任する場合は、管理者に係る添付書類のうち、申請者に係る添付書類と重複するものの提出を免除するので注意すること。

(2) 身上調査

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）及び管理者に係る司法処分歴及び行政処分歴、暴力団関係等の許可基準に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会すること（以下、変更届出（法人役員の追加若しくは交替又は管理者の交替の場合に限る。）の受理時に同じ。）。

なお、行政処分歴照会結果については、行政処分歴等照会結果報告書（別記様式第2号）に記録しておくこと。

(3) URLの確認

営業の方法として、インターネット上のホームページを利用して行う取引（以下「ホームページ利用取引」という。）を行う者から提出された許可申請書に記載の送信元識別符合（以下「URL」という。）については、許可申請書の記載要領に従って記載されているか点検するとともに、当該ホームページへの接続試験により誤りのないことを確認すること。

また、許可後にも当該ホームページへの接続を行い、その取り扱う古物に関する事項とともに、営業者の氏名又は名称、石川県公安委員会の名称及び許可番号が掲載されているかを確認し、掲載されていない場合は、掲載を指導すること。

5 許可の決裁後の措置

(1) 許可証の作成依頼

経由警察署長は、許可が相当と認めた場合は、本部主管課長に許可番号を照会し、許可証の作成を依頼すること。

許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載するものとする。

(2) 許可番号の管理

本部主管課長は、古物営業許可番号台帳（別記様式第3号）により、許可番号を管理するものとする。

許可番号は、石川県の2桁コード番号の後に交付警察署の3桁コード番号を付し、その後ろに本部主管課長から回答された7桁の番号を付すことにより、合計12桁の許可番号とし、欠番が生じても補てんしないものとする。

(3) 他署管内の営業所等に係る関係書類等の送付

経由警察署長は、許可証を交付した営業者が他署管内にも営業所等を有する場合は、当該許可申請書に記載されている営業所等の所在地の管轄警察署長（経由警察署長を除く。以下「営業所等管轄警察署長」という。）に対し、当該古物商等に係る次の書類を送付するものとする。

ア 当該許可申請書の写し（ただし、施行規則別記様式第1号その2については、当該営業所等管轄警察署長に関するもの）

イ 当該営業所等管轄警察署長の管轄区域内の営業所等の管理者に係る添付書類の写し及び第3の4(2)（身上調査）に基づく照会結果の写し

ウ 当該営業所等管轄警察署長の管轄区域内の古物市場に係る添付書類の写し

(4) 台帳の作成及び管理

経由警察署長及び営業所等管轄警察署長は、許可申請書の写しに、古物商等許可台帳継続用紙（別記様式第4号）を添付する方法により、古物商等許可台帳（以下「台帳」という。）を作成し、許可番号順に編てつして保管するものとする。

また、経由警察署長が管理する台帳を通称「正台帳」、営業所等管轄警察署長が管理する台帳を通称「副台帳」とする。

なお、以後、営業内容の変更又は許可証の書換え、再交付若しくは返納の都度、その旨及び必要事項等を記載してその経緯を明らかにしておくものとし、廃業後は「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

6 ホームページ利用取引を行う古物商の許可事項の掲載

本部主管課長は、ホームページ利用取引を行う古物商に係るURL、営業者名及び許可番号を公安委員会のホームページに掲載し、公衆の閲覧に供するものとする。

7 許可基準に抵触する場合の措置

(1) 不許可処分の上申

経由警察署長は、申請者が許可基準に抵触した場合は、本部主管課長と協議の上、不許可処分上申書（別記様式第5号）に許可基準の抵触に関する資料を添え、警察

本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は本部主管課長を経由して行うこと。以下同じ。）。

(2) 不許可通知書の交付等

本部主管課長は、不許可が決定した場合は、不許可通知書（別記様式第6号）を作成し、経由警察署長を経由して当該申請者に交付するものとし、経由警察署長は、受領書（別記様式第7号）を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

第4 変更届出の受理等

1 使用様式

- (1) 変更届出・書換申請書（施行規則別記様式第5号）
- (2) 変更届出書（施行規則別記様式第6号）
- (3) 経由警察署長変更届出書（施行規則別記様式第11号）

2 変更事項に応じた様式の使用

本県以外にも営業所等を有する古物商等が全国的な共通事項である法第5条第1項第1号又は第7号に掲げる事項を含む変更を行う場合は、前記1(2)変更届出書及び許可公安委員会一覧表（施行規則別記様式第8号）を使用するものとし、それ以外は前記1(1)変更届出・書換申請書を使用するものとする。

また、営業所の移転等により経由警察署長を変更する場合は、前記1(1)又は(2)の変更届出書等と同時に、前記1(3)経由警察署長変更届出書を使用するものとする。

3 届出先の確認等

変更届出を受理する警察署長は原則として経由警察署長であるが、施行規則第5条第3項ただし書の規定により、法第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更の場合は当該変更に係る営業所等管轄警察署長も受理できることから、変更届出内容を確認し、受理すること。

4 変更届出の受理

変更届出を受理した経由警察署長又は営業所等管轄警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、URLの変更又はホームページ利用取引を新たに開始した旨の届出の場合は、第3の4(3)（URLの確認）に準じて行うものとする。

5 変更内容が許可基準に抵触する場合の措置

調査の結果、許可基準に抵触することが判明した場合で、法第6条に基づき、許可の取消しを適用する場合は、事前に本部主管課長と協議するものとする。

6 変更届出関係書類の送付手続等

(1) 共通事項の変更に係る関係書類等の送付

経由警察署長は、共通事項である法第5条第1項第1号、第5号及び第7号に掲げる事項に係る変更届出書を受理した場合は、関係営業所等管轄警察署長及び本部主管課長に対し、当該届出書の写しを送付するものとする。

(2) 他署管内の営業所等に係る関係書類等の送付

経由警察署長は、他署管内の営業所等に係る変更届出書を受理した場合は、当該営業所等管轄警察署長及び本部主管課長に対し、当該届出書の写し（ただし、施行規則別記様式第5号その2については、当該営業所等管轄警察署長に関するもの）、

当該営業所等の管理者に係る添付書類の写し及び第3の4(2)(身上調査)に準じて実施した照会結果の写しを送付するものとする。

(3) 営業所等管轄警察署長が受理した場合における関係書類等の送付

営業所等管轄警察署長は、施行規則第5条第3項ただし書きの規定により、自署管内の営業所等に係る変更届出書を受理した場合は、経由警察署長及び本部主管課長に対し、当該届出書の写し、当該営業所等の管理者に係る添付書類の写し及び第3の4(2)(身上調査)に準じて実施した照会結果の写しを送付するものとする。

(4) 全国的な共通事項を含む変更届出における関係書類等の送付等

ア 経由警察署長の措置

経由警察署長は、本県以外にも営業所等を有する古物商等から、全国的な共通事項を含む変更に係る変更届出書及び許可公安委員会一覧表を受理した場合は、本部主管課長に対し、当該届出書及び一覧表の各写しを送付するものとする。

イ 本部主管課長の措置

本部主管課長は、当該一覧表の写しに記載されている他の都道府県公安委員会管理下の警察本部担当課長に対し、当該届出書の写しを送付するものとする。

なお、本手続により、他の都道府県公安委員会管理下の警察本部担当課長から変更届出書の写しの送付を受けた場合は、当該変更に関連する経由警察署長及び関係営業所管轄警察署長に対し、当該変更届出書の写しを送付するものとする。

ウ 送付を受けた経由警察署長の措置

変更届出書の写しの送付を受けた経由警察署長は、台帳を整理するとともに、許可証の書換えが必要な場合は、営業者に書換申請を教示すること。

(5) 経由警察署長の変更の場合における関係書類等の送付等

経由警察署長は、経由警察署長変更届出書を受理した場合は、台帳を整理した後、新たな経由警察署長に対し、当該届出書の写し及び当該台帳を送付するとともに、本部主管課長及び関係営業所等管轄警察署長に対し、当該届出書の写しを送付して経由警察署長の変更を通知するものとする。

7 公安委員会ホームページの掲載内容の変更

本部主管課長は、ホームページ利用取引に係る変更届出書の送付を受けた場合は、公安委員会のホームページに掲載されている内容を変更するものとする。

第5 書換申請の受理等

1 使用様式

変更届出・書換申請書(施行規則別記様式第5号)

2 書換申請の受理

経由警察署長は、主たる営業所が本県にある古物商等で、第4(変更届出の受理等)に基づく変更事項が許可証の書換えを要するもの場合は、書換申請を受理すること。

なお、第4の1(2)変更届出書により全国的な共通事項を含む変更届出が行われた場合は、変更届出・書換申請書の「変更届出」の部分を削除して使用するものとし、それ以外の場合は、「変更届出」の部分を削除せずに使用するものとする。

また、経由警察署長の変更と同時に書換申請がなされた場合は、従前の経由警察署長が書換えを行うこととなるので注意すること。

3 受理後の措置

(1) 異動事項欄に記載できる場合

経由警察署長が、「異動事項」欄に異動内容及び実際に異動が生じた日を記載し、「異動年月日」欄に書換申請書の提出日を記載し、「印」欄に公印規程に規定する公印のうち、「石川県公安委員会印」（第5号）を押印し、申請者に交付すること。

(2) 異動事項欄に記載できない場合

ア 再交付申請の受付及び手数料は不要であるので注意すること。

イ 従前の許可証を回収し、本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

ウ 新たに交付する許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載するものとする。

4 旧法許可証の取扱い等に関する留意事項

平成7年中の法改正以前は営業所ごとの許可制であり、表紙が黒色の許可証（以下「旧法許可証」という。）を交付していたが、法改正後は営業者ごとの許可制となり、表紙が紺色の許可証（以下「新法許可証」という。）を交付することとなっている。

同法改正時に、石川県内で複数の許可を有していた営業者は、全ての旧法許可証を返還し、許可を統合する形で新法許可証の交付を受けることとなったが、石川県内で一個の許可しか有していなかった営業者は、旧法許可証を新法許可証とみなして継続使用できることとなっている。

これを踏まえ、有効な旧法許可証を所有している営業者が、営業者の都合により、新法許可証の交付を希望する場合は、再交付申請手続（申請手数料が必要）とするが、書換申請時に新法許可証の交付を希望する場合は、旧法許可証の異動事項欄に記載が可能であっても、同欄を使用せず、新法許可証を交付するものとする。

第6 再交付申請の受理等

1 使用様式

再交付申請書（施行規則別記様式第4号）

2 再交付申請の受理

経由警察署長は、台帳の記載事項と申請内容の相違の有無について審査すること。

3 受理後の措置

(1) 本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

(2) 許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載し、異動事項欄に再交付年月日及び再交付回数を記載するものとする。

第7 返納許可証の受理等

1 使用様式

返納理由書（施行規則別記様式第9号）

2 返納許可証の受理

経由警察署長は、返納に係る許可証が返納理由書に記載の許可証に合致することを確認して受理するものとする。

なお、紛失等のため、許可証を提出できない場合は、てん末書を提出させること。

3 営業所等管轄警察署長への関係書類の送付

経由警察署長は、許可を返納した者が他の警察署管内にも営業所等を有する場合は、関係営業所等管轄警察署長に対し、返納理由書の写しを送付することにより、許可の

返納事実を通知するものとする。

第8 仮設店舗営業届出書の受理

警察署長は、仮設店舗営業届出書（施行規則別記様式第14号の2）を受理する際には、当該仮設店舗における義務の履行状況について監督を行うため、その日時及び場所が十分に特定されているか確認の上受理すること。

なお、仮設店舗営業届出書の届出がない営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所での古物の受取を認知した場合は、その実態把握に努めること。

第9 主たる営業所等届出書の受理及び通知

- 1 警察署長は、主たる営業所等届出書（改正規則附則別記様式）を受理した場合は、本部主管課長に届出書の写しを送付するものとする。
- 2 本部主管課長は、警察署長から2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する者から主たる営業所等届出書の写しの提出を受けた場合は、当該届出の内容を関係する公安委員会に通知するものとする。
- 3 他の公安委員会から上記通知を受けた本部主管課長は、関係する警察署長に届出内容を通知するものとする。

第10 競り売り届出の受理等

1 使用様式

- (1) 競り売り届出書（施行規則別記様式第10号）
- (2) 競り売り届出書（施行規則別記様式第10号の2）

2 届出の受理

警察署長は、対面取引による競り売り又はホームページを利用した競り売りの別を確認するとともに、当該届出書の様式及び記載状況等を確認して受理するものとする。

また、ホームページを利用した競り売りの場合は、特に、期間（6月を上限として指導すること。）、URL及び古物の買受けの申込みを受ける通信手段の種類について確認するものとする。

なお、インターネットオークションに出品して競り売りを行う場合は、届出義務が生じないので注意すること。

3 受理後の措置

警察署長は、当該届出書を保管し、その写しを本部主管課長に送付するものとする。

4 他の公安委員会管内の競り売りの届出の受理

警察署長は、管轄区域内に営業所を有する古物商から他の公安委員会の管轄区域内における競り売りの届出を受理した場合は、3と同様の対応とする。

第11 古物競りあっせん業の開始届出の受理等

1 使用様式

古物競りあっせん業者営業開始届出書（施行規則別記様式第11号の2）

2 届出の受理

警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類等を確認して受理するものとし、受理後、当該届出書を保管し、その写しを本部主管課長に送付するものとする。

3 本部主管課長の措置

(1) 登録用ファイルの作成と警察庁主管課への送付

本部主管課長は、警察署長から、古物競りあっせん業者営業開始届出書の写しの送付を受けた場合は、当該届出書の記載事項を古物競りあっせん業登録用ファイル（別記様式第8号～8号の3）に登録した上、警察庁電送システムにより、警察庁主管課へ送信するものとする。

(2) 管理ファイルの保存

本部主管課長は、送信した当該登録用ファイルに基づき、警察庁主管課においてその内容等を更新して返送してきたものを古物競りあっせん業管理ファイルとして保存し、古物営業担当者以外の者が正当な理由なく閲覧することができないように管理するものとする。

第12 古物競りあっせん業の廃止又は変更届出の受理等

1 使用様式

(1) 廃止届出書（施行規則別記様式第11号の3）

(2) 変更届出書（施行規則別記様式第11号の4）

2 届出の受理

警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類等を確認して受理するものとし、受理後、当該届出書を保管し、その写しを本部主管課長に送付するものとする。

3 本部主管課長の措置

第11の3（本部主管課長の措置）の要領に準じて行うものとする。

4 公安委員会の管轄を異にして事務所を変更した場合の措置等

古物競りあっせん業者が、公安委員会の管轄区域を異にして、営業の本拠地となる事務所を変更した場合は、変更後の営業の本拠地となる事務所の所在地を管轄する公安委員会がこれを受理し、変更前の公安委員会に対して、それまでに当該古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの提供を求め、変更前の公安委員会は当該写しを提供することとなるので、他の公安委員会の管轄区域内に届出をした古物競りあっせん業者がその本拠地となる事務所の所在地を本県内に変更して届け出た場合は、変更届出の受理要領に従って処理し、本部主管課長において、当該写しの要求又は提供の事務を行うものとする。

第13 古物競りあっせん業者からの申告の受理及び競りの中止命令

1 古物競りあっせん業者からの申告の受理

法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者には盗品等の疑いのある古物を認めた場合における「警察官」への申告が義務づけられているが、その申告先である「警察官」は特に限定されておらず、インターネットの特殊性から警察における申告義務に対応する業務を円滑に遂行する必要があるため、古物競りあっせん業者からの申告の受理は次のとおりとする。

(1) 申告対象である古物について既に被害届が提出されている場合は、当該被害届を受理した受理警察署長

(2) 申告の端緒となった通報を古物競りあっせん業者に行った者が有り、かつ、当該通報を行った者の住所等が判明している場合は、その住所等を管轄する警察本部のサイバー犯罪主管課長

- (3) 前記(1)及び(2)以外の場合は、古物競りあっせん業者の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察本部のサイバー犯罪主管課長

2 競りの中止命令

警察署長又は本部主管課長が競りの中止命令を行うときは、原則、法第21条の7の規定に基づき、競りの中止命令書（施行規則別記様式第16号の9）を交付又は送付し、その写しを保管して行うものとする。ただし、当該命令書を交付又は送付しては当該古物に係る競りが終了してしまうなどの緊急性を要するときは、ファクシミリ等で当該命令書を発出することができるものとし、この場合については、事前又は事後に古物競りあっせん業者と連携を取り、競りの中止に係る業務が円滑に行われるように配慮するとともに、速やかに当該命令書を交付又は送付するものとする。

第14 古物競りあっせん業者に係る業務の実施の方法に関する認定申請の受理等

1 使用様式

古物競りあっせん業者認定申請書（施行規則別記様式第16号の2）

2 認定申請に対する審査等

- (1) 当該申請には、手数料が必要であることに注意すること。
- (2) 警察署長は、当該申請書の記載状況、添付書類の有無及び業務実施方法の基準に適合しているかを確認するとともに、施行規則第19条の5に規定する認定の申請の欠格事由に抵触するかを調査し、審査結果を記載した古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第9号）により、警察本部長に上申するものとする。

なお、欠格事由に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議するものとする。

3 認定通知書等の交付等

本部主管部長は、上申内容等を審査した結果、認定が相当であると認めた場合は、認定通知書（別記様式第10号）を警察署長を経由して当該申請者に交付すると同時に官報への公示手続を行うものとし、警察署長は、受領書（別記様式第7号）を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

なお、認定が相当でないと認めた場合は、不認定通知書（別記様式第11号）を警察署長を経由して申請者に交付するものとし、警察署長は、受領書（別記様式第7号）を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

第15 認定古物競りあっせん業者に係る変更届出の受理等

1 使用様式

- (1) 変更届出書（施行規則別記様式第11号の4）
- (2) 業務実施方法変更届出書（施行規則別記様式第16号の4）

2 届出の受理及び審査

警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類を確認して受理するものとし、受理後、第14の2（認定申請に対する審査等）に準じた審査を実施した後、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第9号）に審査結果を記載し、本部主管課長に送付するものとする。

第16 外国古物競りあっせん業者に係る業務の実施の方法に関する認定申請の受理等

1 使用様式

外国古物競りあっせん業者認定申請書（施行規則別記様式第16号の5）

2 認定申請に対する審査等

- (1) 当該申請には、手数料が必要であることに注意すること。
- (2) 第14の2（認定申請に対する審査等）の要領に準じて行うものとする。
- (3) 申請書については日本語で記載させることを原則とするが、添付書類については申請者の母国語で記載されたものでも認めるものとする。

3 認定通知書等の交付等

第14の3（認定通知書等の交付等）の要領に準じて行うものとする。

第17 認定外国古物競りあっせん業の廃止又は変更届出の受理等

1 使用様式

- (1) 廃止届出書（施行規則別記様式第16号の6）
- (2) 変更届出書（施行規則別記様式第16号の7）
- (3) 業務実施方法変更届出書（施行規則別記様式第16号の8）

2 届出の受理及び審査

(1) 廃止届出の場合

警察署長は、当該届出書の記載状況を確認して受理するものとし、受理後、当該届出書を保管し、その写しを本部主管課長に送付するものとする。

(2) 廃止届出以外の場合

警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類を確認して受理するものとし、受理後、第16の2（認定申請に対する審査等）に準じて審査し、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第9号）に審査結果を記載し、本部主管課長に送付するものとする。

3 公安委員会の管轄区域を異にして連絡担当者の住所又は居所を変更した場合の措置

第12の4（公安委員会の管轄を異にして事務所を変更した場合の措置等）の要領に準じて行うものとする。

第18 管理者の解任勧告

1 把握時の措置

警察署長は、法第13条第4項の規定により、古物商等の管理者がその職務に関して法令の規定に違反した場合で、その情状により管理者として不相当と認めるときは、解任勧告上申書（別記様式第12号）に資料を添え、警察本部長に上申すること。

2 解任勧告書の交付等

本部主管部長は、当該上申内容を審査した結果、管理者の解任勧告が相当であると認めた場合は、解任勧告書（別記様式第13号）を警察署長を経由して当該古物商等に交付するものとし、警察署長は受領書（別記様式第7号）を徴収して本部主管課長に送付するとともに、営業者に対し、新たな管理者の選任について指導するものとする。

第19 帳簿毀損等の届出の受理等

警察署長は、法第18条第2項の規定により、帳簿又は電磁的方法による記録を毀損、亡失又は滅失した旨の届出を受けた場合は、当該届出者に帳簿毀損等届出書（別記様式第14号）を提出させるものとする。

第20 品触れ

品触れ制度の運用については、令和元年11月22日付け捜一乙達第42号「品触要綱の全部改正について（通達）」及び令和元年11月22日付け捜一乙達第43号「品触れの様式及び作成要領並びに運用上の留意事項について（通達）」に基づき運用するものとする。

第21 差止め

警察署長は、法第21条の規定により、古物の保管を命令する場合は、古物保管命令書（別記様式第15号）を交付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で保管を依頼し、後刻、古物保管命令書を交付することができるものとする。

第22 立入調査等

1 立入調査

(1) 目的

法第22条第1項の規定に基づく立入調査は、古物営業の実態を把握するとともに、その他の法定義務の遵守状況を調査することを目的とする。

(2) 実施上の留意事項

ア 生活安全部門の警察官及び警察職員又はその指示監督を受けた者が行うこと。

イ 立入身分証明書を携帯し、これを関係者に提示すること。

ウ 営業時間中に行うこと。

エ 犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。

オ 関係者に対する言動には十分注意すること。

カ 営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

(3) 立入調査を実施した場合は、古物商等立入調査票（別記様式第16号）を作成し、警察署長に報告すること。

2 報告の要求

法第22条第3項の規定に基づく報告の要求は、次のとおり行うこと。

(1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。

(2) 要求の手続は、古物営業等の業務に関する報告要求書（別記様式第17号）により実施すること。ただし、法第35条第4号の規定に基づく報告義務違反による処罰を予想する必要のないものにあつては、口頭によることができるものとする。

(3) 要求は、原則、1事案につき1回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

第23 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書（取消し、停止、指示）（別記様式第18号）に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、法第25条に規定する聴聞の特例、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書又は弁明通知書を当該古物商等に交付するものとする。

なお、警察署長は、当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、

その旨を書面で警察本部長に報告すること。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

4 処分に対する経由警察署長の処理

- (1) 処分が古物営業者に係る取消処分の場合は、法第8条第1項に基づいて処理し、営業停止処分の場合は、当該停止期間中、許可証を経由警察署長が保管すること。
- (2) 古物商等許可台帳継続用紙に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第19号）により警察本部長に報告すること。

5 関係警察署長等への通報等

(1) 県内の他の警察署管内の営業許可に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内の他の警察署管内の古物商等に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第20号）に行政処分上申に準じた資料を添え、当該古物商等の営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

なお、この場合は、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

(2) 他の都道府県公安委員会の営業許可に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が他の都道府県公安委員会の許可を受けた古物商等に係る事案の場合は、本部主管課長と協議の上、警察本部長に上申するものとする。

(3) 関係する警察署又は都道府県公安委員会への処分結果の通知

本部主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に係る警察署又は都道府県公安委員会が存在するときは、速やかにその旨を通知するものとする。

第24 死亡等により失効した許可に対する措置

許可名義人の死亡が判明した場合で、同居の親族又は法定代理人が存在しないために許可証の返納指導等ができないときは、身上照会及び営業実態等を調査し、その結果を本部主管課長に報告するとともに、台帳を関係書類とともに「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

なお、当該措置要領については、許可名義人たる法人の消滅が判明した場合について準用する。

第25 行商従業者証等の様式の承認等

1 使用する様式

様式承認規程別記様式第1号又は第2号

2 申請等の受理

様式承認規程に基づく次の申請及び届出は、本部主管課長が受理するものとする。

- (1) 様式承認規程第2条に規定する承認申請
- (2) 様式承認規程第6条第1項に規定する作成・交付事業の廃止の届出

3 承認等の公示

本部主管部長は、承認の基準に適合すると認めた場合又は承認を取り消した場合は、施行規則第12条第2項の規定により、官報による公示をするものとする。

4 資料の提出要求

本部主管部長は、様式承認規程第5条の規定により、承認法人に対して資料提出を要求する場合は、作成・交付事業に関する資料提出要求書（別記様式第21号）により行うものとする。

第26 実態報告

警察署長は、半期ごとに古物営業実態報告書（別記様式第22号）を作成し、速やかに警察本部長に報告すること。

附 則

この要領は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

別記様式第1号（第3関係）

署長	副署長	刑事官	課長	係長	主任

年 月 日

警察署長 殿

職名
氏名

古物営業許可等伺い

下記の者からの古物営業許可申請については、裏面調査書のとおりであり

- 許可相当
- 疑義あり
- 不許可相当（要取下げ指導）

と認められるので

- 許可証を交付
- 取下げ指導
- 不許可処分上申

としてもよろしいかお伺いします。

申請者	業種	<input type="checkbox"/> 古物商	<input type="checkbox"/> 古物市場主
	氏名又は名称		
許可年月日 (署長決裁日)			
許可番号			

別記様式第1号（裏面）

添付書類及び審査項目等			資料番号
	許可申請書	適・否	
申請者	定款（法人の場合のみ）	適・否	
	登記事項証明書（法人の場合のみ）	適・否	
	略歴書（法人の場合は役員全員）	適・否	
	住民票の写し（法人の場合は役員全員）	適・否	
	身分証明書（法人の場合は役員全員、外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】（法人の場合は役員全員）	適・否	
	※ 既に石川県公安委員会から、質屋営業許可を受けている場合は、身分証明書のみで足りる。		
管理者	略歴書	適・否	
	住民票の写し	適・否	
	身分証明書（外国人は不要）	適・否	
	誓約書	適・否	
	※ 申請者又は法人役員が管理者を兼ねる場合は、誓約書のみで足りる。		
その他	ホームページ利用取引を行う場合は、追加書類として当該ホームページのURLの使用権限の疎明書類	適・否	
	古物市場主の許可を申請する場合は、追加書類として 市場ごとの規約 市場に参集する古物商の名簿	適・否	
		適・否	
照会	法第4条第2号（司法処分）調査結果	適・否	
	法第4条第3号及び第4号（暴力団関係）調査結果	適・否	
	法第4条第6号及び第7号（行政処分）調査結果	適・否	

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

行政処分歴等照会結果報告書

年 月 日

警察署長 殿

職名

氏名

下記の者につき、古物営業法第4条に規定する許可基準に抵触する行政処分歴等を石川県警察本部生活安全部生活安全企画課に照会した結果について報告します。

1 調査対象

受付票番号： に係る下欄に記載のもの

	氏名又は名称（個人はカナ必須・漢字等省略可）	生年月日
法人		
個人1		
個人2		
個人3		
個人4		
個人5		
個人6		
個人7		
個人8		
個人9		
個人10		

2 調査結果（生活安全企画課取扱者： ）

許可基準に抵触する行政処分歴	
有の場合、その概要	
その他参考事項	

別記様式第5号（第3関係）

第 年 月 日
 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

不 許 可 処 分 上 申 書

年 月 日付けで申請のあった下記古物営業の許可申請については、
 次の理由により不許可が相当と認められるので上申します。

申請者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営業所等	業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所 在 地	
	名 称	
不許可が相当と認める事由		
備 考		

別記様式第6号（第3関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
不 許 可 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった下記古物営業の許可申請については、 次の理由により不許可とすることに決定したので通知する。	
申請者	住所又は法人所在地
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)
営業所等	業種 <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所在地
	名称
許可をしない理由	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7号（第3、第14、第18関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所又は法人所在地)

(氏名又は名称)

印

受 領 書

- 不許可通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 認定通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 不認定通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 解任勧告書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- その他

上記のとおり受領しました。

別記様式第8号（第11関係）

		新	旧
(ふりがな) 営業を示すものとして使用する名称			
送信元識別符号			
所轄 警察 署	所轄警察署名		
	警電番号		
古物 競り あっ せん 業者 等	種別 (1 : 国内、2 : 外国)		
	(ふりがな) 氏名又は名称		
	住所又は居所		
	電話番号		
代 表 者 等	種別		
	(ふりがな) 氏名		
	住所		
事 務 所	形態		
	(ふりがな) 名称		
	所在地		
	電話番号		
競りの中止の命令 担当部署の電話番号			
営業開始年月日			
認定 関係	認定申請日		
	認定番号		
連絡 担当 者	(ふりがな) 氏名		
	住所又は居所		
	電話番号		

記載要領 代表者等又は事務所を所定の欄に登録し得ないときは、別記様式第8号の2又は第8号の3に記載すること。

別記様式第9号（第14、第15、第17関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

古物競りあっせん業者認定等上申書

下記の古物競りあっせん業者から、別添のとおり、認定申請（変更届出・業務実施方法変更届出）があったので上申（送付）します。

なお、書類審査の結果は、別記調査書のとおりであり、認定（受理）しても支障ないものと認められる。

記

古物競りあっせん業者氏名又は名称

古物競りあっせん業者住所又は居所

営業の本拠となる事務所の所在地

（警察本部決裁）

別添古物競りあっせん業者認定申請書（変更届出書）を審査したところ

- 基準に適合していると認められるので、認定通知をしてよろしいか。
- 基準に適合しないので、不認定通知をしてよろしいか。
- 変更による欠格事由は認められない。

審 査	年 月 日	担当者	
決 裁（認 定）	年 月 日		

別記様式第9号（裏面）

審 査 項 目 等			資料番号	
営業を開始した日から2週間以上経過しているか		適・否		
業務の実施方法は法定基準の全てが説明されているか		適・否		
申請書は、所定の様式を使用し、必要事項を記載してあるか		適・否		
添 付 書 類	業務の実施方法が法定基準に適合することを説明した書類		適・否	
	個 人	略歴書	適・否	
		誓約書	適・否	
	法 人	業務を行う役員の住民票の写し		適・否
		業務を行う役員の略歴書		適・否
		業務を行う役員の誓約書		適・否
照 会	施行規則第19条の5第2号（司法処分）調査結果		適・否	
	施行規則第19条の5第3号（暴力団関係）調査結果		適・否	
	施行規則第19条の5第4号及び第5号（行政処分）調査結果		適・否	

(注) 「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第10号（第14、第16関係）

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、次の営業に係る業務の実施の方法の

古物営業法第21条の5第1項

認定については、 の規定により認定したので通知する。

古物営業法第21条の6第1項

営業を示すものとして
使用する名称

備 考

別記様式第11号（第14、第16関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
不 認 定 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった、次の営業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。	
営業を示すものとして使用する名称	
不認定の理由	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

別記様式第12号（第18関係）

第 年 月 日 号 日		
石川県警察本部長 殿		
警察署長		
解 任 勸 告 上 申 書		
古物営業法第13条第4項の規定により、下記管理者の解任が相当と認められるので上申します。		
営 業 所 等	業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所 在 地	
	名 称	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
解任が相当と認める理由		
備 考		

別記様式第13号（第18関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
解 任 勸 告 書	
古物営業法第13条第4項の規定により、次のとおり管理者の解任を勧告する。	
営 業 所 等	業 種 <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所 在 地
	名 称
管 理 者	住 所
	氏 名
	生年月日
解任を勧告する 理 由	
備 考	

別記様式第14号（第19関係）

年 月 日		
警察署長 殿		
(住所又は法人所在地)		
(氏名又は名称) 印		
帳簿毀損等届出書		
古物営業法第18条第2項の規定により届出をします。		
業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主	
許可年月日		
許可番号		
氏名又は名称 (法人代表者の氏名)		
毀損等の状況	毀損等の区分 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失	
	毀損等に係る 営業所の名称	
	毀損等の日時	年 月 日 時ころ
	毀損等に係る 帳簿等の範囲	年 月 日から 年 月 日までの分
	毀損等の原因	
備 考		

別記様式第15号（第21関係）

殿	第 年 月 日 号
警察署長	
古物保管命令書	
古物営業法第21条の規定により、次の古物の保管を命ずる。	
保管の場所	
保管する物品	
保管する期間	年 月 日から 年 月 日まで
保管を要する理由	
備考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第16号（第22関係）

古物商等立入調査票

実施者	所属・職名	氏名	
実施年月日時	年 月 日	時 分 ～ 時 分	
許可年月日等	年 月 日 第	号	
許可名義人	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主		
立入調査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 仮設店舗 <input type="checkbox"/> 保管場所 <input type="checkbox"/> 古物市場 <input type="checkbox"/> 競り売りの場所 名称： 所在地：		
調査区分	調査事項	調査結果	
古物商及び古物市場主の共通事項	営業の実態	営業の実態はあるか。(廃業・休業・移転)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	許可証の取扱い	許可証を保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	標識の掲示	公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	変更の届出	変更の届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	管理者の選任	管理者を選任しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の備付け	帳簿等を備え付けているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		帳簿等を最終記載日から3年間保存しているか。 電磁的方法による場合、直ちに書面化できるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の記載等	帳簿等に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 取引の年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 古物の品目、数量、特徴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【古物商のみ】 <input type="checkbox"/> 相手方の住所、氏名、職業及び年齢		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【古物市場主のみ】 <input type="checkbox"/> 身元確認の方法等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 取引の当事者の住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
帳簿等に記載の無い古物を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
営業の制限	営業の制限について承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
品触れの保存等	到達の日付を記載し、6か月間保存しているか。 届出をせず、品触相当品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
古物商	相手方の確認	買取り等の際の相手方確認方法は適正であるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		身分証明書の提示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		相手方以外の者への問い合わせ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		署名文書の受領	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		非対面取引における確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不正品の申告	申告せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
許可証等の携帯	許可証等の携帯義務を承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

別記様式第16号（裏面）

調 査 区 分		調 査 事 項	調査結果
特定古物商に該当する場合の追加調査事項	本人確認	対面取引の際、運転免許証等の公的証明書により本人特定事項を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		非対面取引の際、本人確認書類記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便で送付しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		本人確認記録を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		確認記録に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	取引記録	本人確認記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		200万円以上の現金取引を記録しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		取引記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	疑わしい取引の届出	記載事項は適正に記載されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疑わしい取引が公安委員会に届出されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		届出書は、顧客ごと、取引名義ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	貴金属等	同一名義で複数の支店に口座を有する場合、口座ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		記録に記載されていない古物の貴金属を保管していないか。 (帳簿等と保管されている貴金属との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		届出せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項			

第 年 月 号
日

殿

警 察 署 長

古物営業等の業務に関する報告要求書

古物営業法第22条第3項の規定により、報告を求める。

- 1 報告事項
- 2 報告期日
- 3 報告先

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第18号（第23関係）

第 年 月 日 号		
石川県警察本部長 殿		
警察署長		
行政処分上申書（取消し、停止、指示）		
営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 <small>（法人代表者の氏名）</small>	
許可年月日		
許可番号		
営業所等	業種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場
	所在地	
	名称	
適用法条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

別記様式第19号（第23関係）

第 年 月 日
号

石川県警察本部長 殿

警察署長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を
確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被 処 分 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営 業 所 等	所 在 地	
	名 称	
確 認 結 果		
備 考		

別記様式第20号 (第23関係)

警察署長 殿	第 年 月 日 号 日
警察署長	
法 令 違 反 通 報 書	

営 業 者	住所又は 法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
許可年月日		
許可番号		
営 業 所 等	業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場
	所 在 地	
	名 称	
発覚の端緒		
適用法条		
違反事実の概要		
検挙年月日		
送致年月日等		
取扱者官職氏名		(警電)

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

作成・交付事業に関する資料提出要求書

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条に基づき、資料の提出を求める。

- 1 提出する資料の内容
- 2 提出の期日
- 3 提出先

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

古物営業実態報告書（ 年）

			古物商			古物市場主		
			個人	法人	計	個人	法人	計
前年末現在		正台帳数						
		営業所数						
正台帳数の増減	上期 (1～6月)	新規許可						
		経由所長変更による転入						
		廃業・取消						
		経由所長変更による転出						
上期末現在		正台帳数						
		営業所数						

上期末現在		正台帳数						
		営業所数						
正台帳数の増減	下期 (7～12月)	新規許可						
		経由所長変更による転入						
		廃業・取消						
		経由所長変更による転出						
本年末現在		正台帳数						
		営業所数						

年間合計	新規許可							
	廃業・取消							

【記載要領】

1. 正台帳数は、自署で保管している正台帳の業者数を記載すること。
2. 営業所数は、自署管内の全ての営業所数を記載すること。